

経 済 産 業 省

20181206貿局第1号
輸出注意事項30第29号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年12月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。ただし、エリトリアに係る部分の改正については、平成30年12月19日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後	現 行
1－1 輸出の許可 (1) (略) (2) 輸出許可申請 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 (a) 申請理由書 1 通 (略) (注 1)・(注 2) (略) ① 輸出令別表第 1 の 2 から 1 5 までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。 イ 輸出令別表第 1 の 2 の項 (3)、(4)、(6)、(8) 又は (1 0) に掲げる貨物として貨物等省令第 1 条第三号（<u>試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品</u>）として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 1 キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、別表第 1 の別紙の（注）に定める「い地域①」（以下ロからトまで及びリからルまでにおいて同じ。）を仕向地とするもの ロ～ヌ (略) ②－1・②－2 (略) (注 3) (略) (b)～(d) (略) (二)・(ホ) (略) (3)～(6) (略) (7) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第 1 の解釈 (略)	1－1 輸出の許可 (1) (略) (2) 輸出許可申請 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 (a) 申請理由書 1 通 (略) (注 1)・(注 2) (略) ① 輸出令別表第 1 の 2 から 1 5 までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。 イ 輸出令別表第 1 の 2 の項 (3)、(4)、(6)、(8) 又は (1 0) に掲げる貨物として貨物等省令第 1 条第三号（<u>試薬又は標準物質</u>として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 1 キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、別表第 1 の別紙の（注）に定める「い地域①」（以下ロから<u>へまで及びチからヌまで</u>において同じ。）を仕向地とするもの ロ～ヌ (略) ②－1・②－2 (略) (注 3) (略) (b)～(d) (略) (二)・(ホ) (略) (3)～(6) (略) (7) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第 1 の解釈 (略)

輸出令 別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中解釈を要 する語	解 釈
1 ～ 5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	<u>次の全てに該 当するもの</u>	<u>レーザー干渉計及びレーザーを用いた 光学エンコーダは本規定（貨物等省令 第5条第八号ロ（三））に基づいて判 定するものとする。</u>
	表面粗さを測 定するもの	(略)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	貨物等省令第 6 条第十八号 、第十九号及 び <u>第二十二号 から第二十四 号まで</u> 中の基 板	(略)
	(略)	(略)
8 ～ 1 5	(略)	(略)

(ロ) ～ (ニ) (略)

輸出令 別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中解釈を要 する語	解 釈
1 ～ 5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	表面粗さを測 定するもの	(略)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	貨物等省令第 6 条第十八号 、第十九号及 び <u>第二十二号 中の基板</u>	(略)
	(略)	(略)
8 ～ 1 5	(略)	(略)

(ロ) ～ (ニ) (略)

(8) (略)
2～13 (略)

別表第1 (略)
別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの

(5)～(10) (略)

(10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

(11) (略)

2 (略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域名	地域名			
	(略)	と地域①	と地域②	ち地域

(8) (略)
2～13 (略)

別表第1 (略)
別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの

(5)～(10) (略)

(10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

(11) (略)

2 (略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域名	地域名			
	(略)	と地域①	と地域②	ち地域

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エリトリア	(略)	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>(削る)</u>	エリトリア	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第 2 ～別表第 7 (略)					別表第 2 ～別表第 7 (略)				